

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和39年岩手県規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(麻薬取締員の資格)</p> <p>第3条 次のいずれかに該当する者でなければ、法第54条第2項に規定する麻薬取締員となることができない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業し、学士の学位を有する者</u></p> <p>(4) <u>学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業した後、通算して1年以上麻薬取締りに関する事務に従事した者</u></p>	<p>(麻薬取締員の資格)</p> <p>第3条 次のいずれかに該当する者でなければ、法第54条第2項に規定する麻薬取締員となることができない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、通算して1年以上麻薬取締りに関する事務に従事したもの</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。